

2025 年 4 月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例 (在留外国人における医療費の支払いについて)

相談内容：

- ・ 技能実習生として来日されたベトナム籍の方が、救急で受診され骨折のため入院となった。技能実習先をすでに辞めており、在留資格が失効している。保険証もない。
- ・ 救急で受診した際、自宅の大家の方（中国）と患者の姉（ベトナム）が付き添っていた。
- ・ 患者本人及び付き添いの方々は日本語が流暢ではなかった。
- ・ 骨折治療のため手術が必要になる可能性があるが、数百万円単位の医療費が想定される。患者の支払い能力について不安があり、今後の対応について相談したい。

対応内容：

当窓口から以下を案内した。

【在留資格について】

- ・ 在留カード（あるいはマイナンバーカード）の所持の有無を確認する。

＜在留カードがある場合＞

こちらの確認サイトで失効していないかを確認できる。

<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

在留カードが有効で、在留資格がある方であれば公的保険の対象となるため、市町村役場などに照会して保険加入の手続きをするなど、日本人の方と同じ対応になる。

在留カードが無効あるいは在留カードやマイナンバーの所持がなく、在留資格がないあるいは有無が不明の場合については、全額自己負担となる。

＜在留カードがない場合＞

パスポート等で国籍がわかるのであれば、大使館・領事館に相談して支援の可能性を聞いてみることも選択肢になる。なお、大使館・領事館については直接的な金銭的支援には対応していないことが多く、その他の支援（情報提供や言語支援等）については国により対応が大きく異なることに留意する。

【支払いについて】

- ・ 入院中の治療費の支払い方法とスケジュールの合意（書面）。高額になる場合の分割払い、週一回精算等について確認しておくとい。一旦病院から帰した後で支払いを求めるか、帰国後の送金を求めるか等の方法しかない場合は回収が難しくなる。
- ・ 治療費の支払い能力に問題がある場合、無料低額診療事業等を案内することも選択肢の一つ。

【言語について】

- ・ 患者や関係者とコミュニケーションできる言語を確保することも重要である。日本語でのコミュニケーションや診療が困難と考えられる場合は、自院の通訳体制(電話・映像医療通訳、院内外通訳者、翻訳等)を踏まえてコミュニケーションが取れる状態を確保する。
- ・ 何語を話すか全くわからない場合、多言語翻訳ツールや言語確認シート等を利用して言語の同定を行う。
- ・ 通訳手段については、厚生労働省や地方自治体、医師会が提供している遠隔通訳サービスを活用するのも方法である。

厚生労働省 | 希少言語に対応した遠隔通訳サービス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00015.html

【その他】

参考としていただける資料を以下に記載する。

「外国人患者受入のための医療機関向けマニュアル」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795505.pdf>

「外国人向け多言語説明資料 一覧」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

以上

【本件に関する照会先】

厚生労働省夜間・休日ワンストップ相談窓口運営事務局

受託事業者：メディフォン株式会社(担当：小川、海野、吉川)

E-mail：onestop.soudan.mhlw@mediphone.jp

TEL：050-3623-2395(こちらの番号は平日9:00-18:00のみ対応)